

令和3年度

事業計画書

社会福祉法人 古木会

令和3年度事業計画

社会福祉法人古木会

理事長 木下勝之

令和1年 12 月頃から発生した新型コロナウイルスは、令和2年度も終息の気配なく現在まで続き、通所系サービスや訪問系のサービスへ大きな影響がありました。この状況は令和3年度も続くことが予測され、事業運営の見直しを余儀なくされています。施設の建て替えの問題はありますが、令和3年度は下記のように経営の立て直しを優先しています。

施設系

特別養護老人ホームでは、介護職員不足はやや解消したものの不足状態は続いているので引き続き職員の充足を進めます。

収支状況は、令和1年度よりはやや改善したものの、短期入所者の稼働率はなかなか上昇傾向ではありません。同一法人内での利用者の紹介は行っていますが、稼働率の大きな上昇へとはなっていません。近隣の居宅事業所への広告も重要なため、広報活動を増やしていきます。

グループホームについては、中町グループホームが常時赤字体質となっております。喜多見グループホームと居室数は同じであるが、人件費が1千万ほど高くまた空床率も高いため、人の配置の見直しと空床を減らすための広報活動の方法を変更します。まずは、黒字化をはかり、経営の安定を図ります。

世田谷区在宅復帰施設「ほのぼの」は、令和3年度から高齢者一時支援施設へと委託事業内容が変更になります。その事業に伴い、これまでの当直ではなく介護職員配置となるため、職員配置を変更し新規事業として運営します。

通所系サービス

成城、鎌田ケアセンターについては令和2年同様利用者の増加の見込みは厳しいものと考えています。特に鎌田ケアセンターにおいては、鎌田区民センターの大規模修繕に伴い馬事公苑にある世田谷区の施設での仮営業となるため、利用者の減少をいかに少なくするかが精いっぱい状況です。また、コロナの終息も不確定要素のため昨年休業としている認知症対応型通所介護サービスについては、今年度再開の見込みは不可能な状況です。関係各所と相談しながら、しばらく休止を継続いたします。

祖師谷ケアセンターについては、リハビリテーションの機械を導入してからは利用率も上昇傾向にあるため、サービス内容はそのまま継続していきます。

在宅系サービス

居宅支援事業所については、令和3年度に大きな制度改正があります。内容を検討して対応していきます。各事業所においては、さらなる増員を図り法人のサービスにつなげていく必要があるため、採用活動を継続します。

訪問看護については、成城訪問看護ステーション周囲には新しい事業所が増えています。新規事業所との競争が激化しておりその対策として、訪問リハビリを開始しました。2人採用し事業の拡大を目指していきます。また、サービス拡充のため、緊急時はもとより末期がん患者等必要に応じて休日の訪問を行っていきます。これまでも訪問はしていましたが、周囲への広報を行っていきま

す。
中町訪問看護ステーションは、新規オープンして1年が経過しましたが、職員の退職があり利用者増が思うように進みませんでした。今年度は職員の定着はもとよりさらに増員し、利用者増を図ります。

訪問介護ステーションについては、人手不足の解消ができず、継続して採用を行っていきます。地域包括支援センターについては、成城あんしんすこやかセンター管轄の高齢者人口比率が上昇し、令和3年度は配置職員が1名増員となった予算となっています。増員により、これまで以上に地域づくりに取り組むことができるよう計画していきます。

社会貢献事業について

社会福祉法人の重要な使命として、地域貢献があります。令和2年度は、コロナウイルス感染症のため十分な地域貢献事業ができませんでした。ワクチンの予防接種等が進み感染拡大の懸念が低下したら、これまで行ってきたような事業を再開していきます。

梅丘あんしんすこやかセンターの跡地の利用について、令和3年度中に新規事業を計画していきます。

梅丘あんしんすこやかセンターが、世田谷区の街づくりセンターと一体化したためこれまで使用していた場所が現在空いたままとなっています。地域への貢献事業として、「認知症カフェ(梅丘あんしんすこやかセンター主催)」や、地域への貸し出しスペースとしていましたが、コロナウイルス感染症拡大予防により十分な活動ができませんでした。毎月支払っている賃料を考え、新規事業として居宅介護支援事業所、訪問看護ステーション、訪問介護ステーションの開設を検討します。今後も十分需要が見込まれまた当法人が運営する梅丘あんしんすこやかセンターとの連携も取りやすいことも大きな利点になります。

令和2年度の東京都の補助を利用し、感染拡大防止策としてアルテンハイム及び3カ所のグループホームに簡易陰圧装置を設置しました。これにより、万が一感染症が発症しても清潔区域と汚染区域のゾーニングが可能になりました。職員への感染防止の研修及び、PCR検査等は東京都及び世田谷区の補助事業を実施、感染予防対策を行っていきます。

事業計画書

(1) 事業方針

令和2年度は新型コロナウイルスによる感染予防のため、外部入館者の制限等の対策の中、余暇活動や面会制限など利用者様の生活にも影響をきたす状況で経過した。また同様に高齢者サークル活動への施設スペースの貸出も制限を余儀なくされた1年であった。新型コロナワクチンの接種の実施などによりどのように国規模のコロナウイルスへの対応が変容していくかにもよるが、利用者の皆様の生活を元に戻していくことが大切な1年となる。新型コロナウイルスに関する動向をみながら安全性には留意しながら取り組んでいきたい。

令和2年度は、今までに経験のない新型コロナウイルスという事象はあったが、感染予防（一部利用予定者の調査は文書や電話でのやりとりとするなど）に留意を図りながら、高齢者施設のクラスター発生を危惧し入所調整をすることで在宅高齢者の介護難民をつくってしまうことがないよう特養・ショートステイは通常の入入れを行ってきた。令和3年度においてもコロナウイルスに関わらず、同様の入入れを行い特養においては稼働率95%、ショートステイは稼働率80%を目標にベッド管理を行っていく。稼働率を目標値に安定的に維持するには、ショートステイにおいては空床状況を近隣地区の居宅支援事業所へ発信し顧客へ繋げていく営業努力と法人内事業所の居宅支援事業所や訪問看護ステーションとの連携の中で緊急受入れ等迅速にニーズに応えていき稼働率を向上・維持していく。

令和3年4月介護保険介護報酬の改定が行われ、施設系ではプラス改訂になっている。そのプラス分は、新規職員採用とその人件費、ならびに給食委託料負担の増額により支出額が上回ることは推察される。その点からも稼働率は高水準で維持させていかなければ施設経営は立ちいかないこととなる。

利用者様の安全でかつより良い質の高い生活を取り戻す、安定した施設経営をしていくことを今年度の優先する目標としていく。

(2) 施設運営

1 新型コロナウイルス対策

- 世田谷区、東京都などの行政からの高齢者施設従事者に対するPCR検査の実施
- 高齢者及び高齢者施設職員従事者の新型コロナワクチンの接種と利用者の健康観察。（世田谷区のワクチン担当チームの指導に従い接種及びその後の健康観察を行っていく）

○2回のワクチン接種後、国等の新型コロナウイルスに対し、インフルエンザ相当までに引下げるなどの動向が示唆されるまでの対応

- ・面会・外出制限（必要とする病院外来受診は除く）
- ・職員の手指洗浄や消毒、マスク着用、施設内備品の消毒などの感染予防
- ・ボランティア受入れ、地域サークルへの施設スペースの貸出の制限
- ・余暇活動(クラブ)の制限

2 ベッド管理

【ベッド稼働率目標 特養95% ショート80%】

(達成のための計画)

- ・法人内事業所(居宅支援事業所・訪問看護ステーション)との連携

令和2年度 上記の法人内事業所から特養申請されていないが在宅生活の継続が困難な方の紹介によりショートステイで繋ぎ、その間に特養申請をいただき、一定の期間後に特養入所に至ったケースが複数名あった。その点を考慮すると今後も法人内事業所との連携や特養申請されていないが在宅生活が困難になりつつある方がおられ、その掘り起しが特養の利用に繋がるということにもなる。

- ・施設の認知度を向上させる方策 (PR 活動)

上記の法人内事業所だけではなく、ショートステイで言えば居宅支援事業所へ施設の認知度を向上させていくこと、それは現在も空床状況ということで情報を発信している。特養においては居宅支援事業所だけでなく、グループホーム、病院、老人保健施設など経済的負担面や在宅生活に戻れない、行先のあてがない無い方への情報としてパンフレット送付し活用いただく。パンフレットには施設の概要や料金が特養では安価であることも付記していく。

- ・ショートステイの室料金の徴収は柔軟に対応していく。

現行、2人部屋=2,000円/1日 個室=5,000円/1日の室料金を定めているが、利用問い合わせにおいて室料金がネックになり利用を見合わせるケースや男性の利用数が少なく2人部屋を利用するともう一方のベッドが埋まらないということもあり、男性に2人部屋室料金で個室を利用いただき、2人部屋を女性で埋めるなど柔軟な対応を図る。優先順位はベッドを円滑に埋めることを行っていく。

- ・緊急受入れ

主治医からの診療情報等取得する時間が無い場合は、介護保険認定時の主治医意見書や訪問看護指示書等で代用するなど迅速性を優先し最低限の医療情報で受入れを行う。

緊急受入の場合、相談日もしくは翌日の入所受入れを最短とする。
緊急を受け入れることで、居宅支援事業所等が施設を認知し、将来的に類似ケースがあった時に利用を考えていただけるメリットも生まれる。

3利用者サービス

(介護人材の確保)

昨年度、コロナウイルスにより離職や失業等の社会状況もあるのか、介護職の応募が増えているのか、無資格・無経験の方の紹介をある状況になり、令和3年1月・2月に1名ずつ採用できた。(昨年度中介護職1名の退職はある)
紹介業者による紹介のため手数料等は高額であるが人材確保はできつつある。

今年度は介護職については1~2名は確保していく。

(サービスマニュアル・委員会)

① サーマニュアルの改訂

排泄・入浴・食事・口腔ケアのマニュアルを再作成(改訂)する、
新人職員のマニュアルとしても活用し、業務標準の標準化となるものとする。作成後はマニュアルの実践確認も副主任が実施していく。

② 委員会

- 感染症予防委員会
- 事故再発防止委員会
- 褥瘡予防委員会
- 身体拘束廃止委員会
- 研修委員会

施設長・生活相談員・管理栄養士以外の職種については委員を割振りして各々の委員会の運営に携わり、指針に沿って定期的な会議、マニュアル作成実践及び研修を実施していく。

③ 介護業務の軽減化

介護労働負担の軽減のために段階的に介護ロボットもしくは準ずる機器を活用し負担の軽減を図っていく。

特に認知症高齢者の徘徊見守りシステム(センサー)や褥瘡予防のためのエアマットなどの充実を図っていきたい。

(医療・リハビリ)

健康管理

- 利用者健康診断 1回/年
- 新型コロナワクチンやインフルエンザ予防接種の実施と健康観察
- 機能訓練指導員からのポジショニングの指導など・介護職と協働した褥瘡予防

○嘱託医との連携による利用者の健康管理

リハビリ

○室内での個別機能訓練及び臥床がちな高齢者のベッドポジショニング指導や拘縮予防の運動及びパッド位置等の指導や実践

○施設外周の外気浴も兼ねた歩行訓練の継続

○ショートステイ利用者のニーズにあわせた個別機能訓練の実施

(余暇活動)

○新型コロナウイルスの今後の動向により、クラブ活動の制限を段階的に解除していく。(書道・生花・音楽リハビリ)

○リハビリ・介護職による居室フロアでのジグソーパズルや塗り絵などの余暇活動の実施・継続。漢字や計算ドリルなど個別にできる余暇の提供を実践していく。

4 全体

○職員研修

研修委員会が管理者と連携をし、職員に対して個別のニーズや施設サービスや就労に関する外部開催の研修会。セミナー又特養職員に対して集団研修会を企画・実施していく。

○職員倫理・法令遵守 ○感染予防 ○虐待防止・身体拘束

○介護技術 ○事故再発防止 ○認知症ケア ○腰痛予防

○福祉施設職員のメンタルヘルス ○防災関係研修

5 ボランティアの受入れや地域交流の再開

新型コロナウイルスの動向により、世田谷区介護支援ボランティア制度の受入れや他のボランティアの受入れ(洗濯室・シーツ交換・話し相手)を段階的に再開していく。

また、世田谷区の「高齢者のお休み処」、夏季の熱中対策としての「一時休み処」など、施設スペース(1階食堂)を地域の方へ貸出を同様に新型コロナの動向に沿って再開をしていく。

○成城地区の文化祭への出展などの交流

○金曜日(1回/1週)・木曜日(2回/1月 31年4月～) 午後に体操サークルへの施設スペース貸出。(継続)

6 災害対策・防犯対策)

大地震等の大災害時の世田谷区との二次避難所協定施設として連絡会や図上訓練の参加・協働していく。また、世田谷区防災無線交信訓練についても、定期

訓練として1回/1月継続して行っていく。

定期的な特養本体、また特養と通所施設の合同の避難訓練・総合訓練は継続して実施していく。

法人内では、各事業所と法人全体の大災害時における施設の事業継続計画（BCP）にて風水害を充実させ災害対策を完備させていく。

その中で特養においては自治会や隣接病院等との災害時の応援協定、災害訓練等も実施していくよう計画する。

また、施設自体で外部からの不審者に対する防犯対策を継続して講じるとともに、近隣(自治会)との相互の関係性を高め、地域の防犯活動を連携していく。

(3) 施設設備に関して

昭和59年開設後、30年以上が経過し施設設備の老朽化が進み、改修・機器の買替など早急に着手する必要性が高まってきている。

優先順位をつけ計画的に修繕等を図り施設設備の維持を図っていく。

また、設備等の点検等を実施していく。

(短期)

- 2・3階 水道関係（水量が少ない）
- 電気コンセント部の修理
- 汚物処理機の交換（経年し交換の部品も無く交換時期が迫っている）

(長期)

- ナースコール関係の更新
 - ※万一コール機器の本体故障した場合に部品等が無い状態
- 変電器の交換
 - 電圧が下がっていることなど交換時期が迫っていること

令和3年度事業計画書

1 目標と事業方針

令和3年度も、認知症対応型通所介護の休止を延長し、定員18名の地域密着型通所介護のみで運営する。

認知症対応型を廃止し、地域密着型通所介護の定員を18名から25名へ増やすべく模索したが、専有面積の関係上定員21名が限度だった。定員が20名を超えると更に多く職員を配置する義務が生じる為、3名の拡大では収支の改善は見込めない為地域密着型通所介護の定員変更は行わない事とする。

現在、日々の収入を¥190,000、ひと月24日営業した場合の目標収入を¥4,560,000にしている。利用者単価は1人1日約¥12,200で、介護度により差がある為全体的に1割少なく見積もると1人1日約¥11,500になる。日々の損益分岐点が約¥180,000である為¥11,500で除すると約15.6人/日なので目標人数は16名に設定する必要があるが、その場合の稼働率は約90%にもなる。通所介護事業において稼働率90%は相当に高く、達成するには創意工夫が必要である。利用者単価を上げる為には介護度の高い利用者が望ましいが反面長期間ショートステイを利用する割合も高い。約20%の利用者は予定の50%しか利用しない現状がある。介護度が低い利用者程ショートステイの利用率が減る傾向にある為、今後はリハビリ等にも注力し、介護度が低くても休まない利用者を獲得していきたいと考える。

2 施設運営

現在1日の入浴対応人数は8名程度であるが、新規申し込み時の90%は入浴の受入れ可否をたずねてくる事から、入浴の対応人数を増やし利用者獲得の軸にしたいと考えている。しかし、高齢の職員が多い為思う様に対応出来ない現実があり、職員に負担の無い入浴方法を現在模索中である。又、新型コロナウイルス感染拡大予防の一環として外部講師による音楽リハビリや書道を中止しているが、利用者からは音楽リハビリ再開を望む声が多い。そこで新たに購入したインターネット視聴可能なTVを使い職員でも対応可能な音楽リハビリを実施し始めたところ評判は上々であり、今後はこれに磨きをかけていく考えである。

- 営業日 地域密着型通所介護 : 月曜日～土曜日
総合事業通所介護サービス : 月曜日～土曜日
(休業: 日曜日・祝祭日・年末年始 12/29～1/3)
- 営業時間 8時45分～17時30分
- サービス提供時間 9時～17時
- 利用者定員数 地域密着型通所介護・総合事業通所介護サービス: 18名

令和3年度事業計画

成城訪問看護ステーション

令和2年度訪問看護ステーションは、これまで右肩上がりだったのが、大きく減収となりました。考えられる理由として、地域に多くのステーションが開設され、土曜日・日曜日も営業することで利用者やケアマネジャーが、これまでのサービス内容では選択されなくなったことが大きいと考えています。

当ステーションでも、緊急時や病状変化時は土曜・日曜も訪問していましたが、パンフレットなどには掲載していませんでした。今後は積極的に土曜・日曜日の訪問も行っていることの情報提供をしてサービス利用拡大につなげていきます。看護師も令和2年度は常勤職員が管理者含めて5名体制になりました。上記の休日の訪問も職員の業務量は大きく減り、負担感も改善されています。

また、令和2年12月から理学療法士を採用し現在2名常勤職員が在籍しています。利用者数は確実に伸び、あわせて訪問看護の利用も増加傾向にあります。利用者の増加状況によっては、職員の増員を目指していきます。

利用者増加への取り組み

① 土曜日・日曜日のサービスの充実

携帯当番が対応する。長期連休や年末年始については、これまで通り非常勤職員の応援を受け、継続的なサービスの提供を行う。

② 精神科訪問看護に提供

すでに全職員が訪問できる資格を取得している。都立松沢病院等への営業を行い、利用者獲得を目指す。

③ 法人内のケアマネジャーとの連携を強化し、同一法人内へのサービスへつなげるようにする。また、近隣の居宅支援事業所への広報活動を行い、利用者獲得につなげる。

職員の定着とサービスの質の確保

当ステーションの退職者は、ここ2年なく、1名の常勤採用と非常勤職員の常勤登用ができ、2名の理学療法士の常勤採用ができています。令和2年度は、コロナウイルス感染症拡大のため、外部研修等がほとんど行えていません。3年度も感染症の終息は不透明なため、zoomなどのオンライン研修を充実させてサービスの質の向上に努めます。

令和3年度事業計画

1.基本方針

利用者が要介護状態になっても住み慣れたご自宅でその人らしく暮らすことができるよう、利用者の尊厳、権利を守り、利用者の立場に立った専門性の高いサービスを提供する。地域福祉の担い手として信頼されるヘルパーステーションを目指す。

2.重点目標

(1) 人員不足の解消

- ・常勤職員の定着
- ・登録ヘルパーの賃金見直し。近隣事業所の賃金を踏まえて見直しを行う

(2) 赤字の解消

常勤職員が定着せず人員補充にかかる経費が大きいため、職員の定着が赤字を解消するための第1目標。また土日の依頼が多いため、稼働することで他社との差別化を図る。今後の人員によっては土日の稼働人数を増やすことも考えていく。

引き続き居宅支援事業所に空き情報の送付。常勤分のケースは維持しながら登録ヘルパーの稼働率100%を目指す。

3.職員体制：管理者 1名（兼務）

サービス提供責任者 1名 ・ 兼務1名
常勤ヘルパー 1名
登録ヘルパー 4名

目標数：利用者数 月平均35名 訪問数 月370件

4.実施内容

サービス提供責任者の業務

- (1) 訪問介護計画書の作成
- (2) 利用申込みの調整
- (3) 利用者の状態変化、サービスへの意向の定期的な把握
- (4) 居宅介護支援事業者との連携（サービス担当者会議出席等）
- (5) 訪問介護員に対しての具体的援助方法の指示及び情報伝達
- (6) 訪問介護員の業務の実施状況の把握

- (7) 訪問介護員の業務管理
- (8) 訪問介護員に対する研修、技術指導等ヘルパーの業務（常勤・非常勤・登録型）
- (1) ホームヘルプサービスの実施

4. 事故・非常災害時等の対応

事故発生とともに、対応マニュアルにそって迅速かつ適切に対応します。内容について全職員に周知を図りサービス改善と再発防止に努めます。

5. 苦情の対応

苦情が生じた時は、その苦情を真摯に受け止め解決に向けて速やかに対応します。法人の規程に基づき関係機関への報告などを行います。

6. 人材の育成、研修計画など

研修を定期的に企画し介護技術や介護知識の向上ならびにマナーや資質向上を図る。

- ・研修(動画視聴 zoom 研修)
サービス提供責任者研修 レベルアップ研修。
- ・自己研鑽としての資格取得（介護福祉士、介護支援専門員など）

7. 健康管理及び衛生管理

- ・定期健康診断 年1回実施
- ・感染症対策 サービス時、事業所内でのマスクの着用、手指消毒、咳エチケットなどの基本的な感染予防対策

8. 実習生の受け入れ

10月～2月の10日間 東京慈恵会医科大学看護学科 20名

令和3年度事業計画書

1. 事業方針

- (1) 在宅において生活される利用者が、その有する能力に応じて自立した日常生活がおくれるよう支援する。また、その多様なニーズに応じた適切なサービスの提供が行えるよう、質の高いマネジメントを行う。
- (2) その心身の状況や住環境などに応じ、福祉サービスや保健医療及び地域における資源等を適切に活用して支援を行う。
- (3) サービス事業者の選択にあたっては、本人及び家族による自己決定とし、特定の事業者に偏らないよう公正中立な情報提供を行う。
- (4) 利用者が在宅における日々の生活が円滑におくれるよう、法人の運営する他事業所や外部のサービス事業所及び医療と連携して支援を行う。

3. 事業内容

- (1) 居宅サービス計画の作成・面接・モニタリング・サービス調整及び担当者会議の開催・給付管理
- (2) 地域包括支援センターからの委託を受けて行う介護予防マネジメント
- (3) 市区町村からの委託を受けて行う要介護認定等の調査
- (4) 介護についての相談支援や要介護認定の申請と代行の事務手続きの実施

4. 今年度の重点目標

(1) 事業運営

職員体制の安定化を図り、人件費対象(5名体制：160件以上)での黒字化を目標とする。担当件数の減少時には、事業対象地域の地域包括支援センターに空き状況を報告して、新規利用者の受入を積極的に行う。

(2) マネジメントの質の向上

利用者の地域における生活を支えるためには、介護保険サービスや医療、地域の資源など多様なサービスの活用が求められている。そのニーズに応じて適切なサービスの提供が行えるよう、質の高いマネジメントの実現を目的として外部研修等に積極的に参加して、個々の介護支援専門員のスキルアップを図ると共にサービス事業者との連携を密に行いながら、適切なマネジメントの実施と支援の質の向上を図る。

5. 人材育成

新任職員には指導担当介護支援専門員によりOJTを実施。また、事業所内での日々のミーティング時などに相談する時間を設ける。指導担当介護支援専門員以外からも情報提供や助言の機会を設けて、適切な業務遂行ができるよう指導する。

6. 職員研修

(1) 外部研修

研修名	受講対象者
更新研修：専門研修課程Ⅰ	就業後6ヶ月以上の者
更新研修：専門研修課程Ⅱ	専門Ⅰ修了者で就業後3年以上の者
主任介護支援専門員・更新研修	専任介護支援専門員（専従期間5年以上）・ケアマネリーダー・認定ケアマネジャー（専従3年以上）・地域包括支援センター主任ケアマネジャー
その他の研修（東京都、世田谷区、世田谷区福祉人材育成・研修センター、世田谷ケアマネジャー連絡会）	全職員

(2) 内部研修

研修種別	受講対象者
法人内研修 *年間9回開催・内容は別途	全職員
法人内居宅連絡会（毎月）	全職員

(3) 新任研修

対人援助技術・ケアマネジメント・アセスメント・プランニング・モニタリング・権利擁護	指導担当職員の同行訪問・指導・ケアマネジメントの確認
サービスの提供・社会資源・福祉用具の購入・住宅改修	受け持ちケースの中で担当職員がフォロー
パソコンの操作方法など	管理者・他介護支援専門員がフォロー

※法人の運営理念などは、法人内研修実施。

令和3年度事業計画書

祖師谷ケアセンター

1. 事業方針

令和3年度も、引き続き地域密着型通所介護として運営していきます。新型コロナウイルス感染症への警戒が続く中、感染対策を徹底しながら事業所としての対応を利用者・家族・居宅支援事業所等へ情報発信し共通理解を得ることで、少しでも安心して継続的にサービスを利用いただけるよう今後も努めていきます。また、事業展開範囲が重なる成城ケアセンターとの差別化として、比較的軽度の利用者を対象とした機能訓練活動を主軸に、安定した職員体制による個々のニーズに沿った質の高いサービスの提供と稼働率向上は常に課題としながら地域に根ざした運営を目指します。

昨年度 目標として掲げた稼働率60%については8月以降 達成できましたが、コロナ感染者数の増減に反比例する形で感染者数増>利用者数減と稼働率に変化が見られ、今後も予測が難しい状況です。更には利用定員18名の地域密着型通所介護のため、コロナ等感染症によるサービス利用控えや入院、ショートステイ等での定期的な通所利用の休みは大きな影響を受けます。登録数=定員となるよう利用者・家族・居宅介護支援事業所や地域包括支援センターと信頼関係を構築し連携していくことで、サービスの個別化や対応の見える化を図ります。また、日々の出欠席予定を事前に細かく把握し振替利用やスポット利用勧奨を行い、継続した稼働率安定に努めます。“一日を通して頭の天辺から爪先まで万遍なく機能訓練”を全面に出して広報し、機能訓練指導員を中心とした集団リハビリや機器によるマシントレーニングは定着しましたが、個々の機能訓練効果を挙げリハビリ評価としていかに示し、より意欲的な参加継続や利用増回に繋げることができるか、また多様化するニーズに対し新規利用検討時に選ばれる事業所となれるよう柔軟な対応を検討していきます。

近年 施設や建物の老朽化が進み、様々な修繕工事の予定が出てくるのが想定されます。可能な限り事業運営に及ぼす影響が最小限となるよう関係機関と相談し連携しながら調整します。また、給食においては鎌田ケアセンター厨房にて調理した食事を運び提供していましたが、同建物の大規模修繕に伴う事業所移転により、株式会社マルコシの昼食サービスを利用する形となります。コロナ禍でもあり衛生面にはより一層留意しながら安全な食の提供に努めます。

世田谷区委託事業 区営高齢者住宅リラ祖師谷 生活協力員業務は、引き続き実施していきます。入居者の高齢化により必要に応じて区及び地域包括支援センター等関係機関と連携を図りながら業務にあたります。

2. 事業運営

(1) 目標稼働率

稼働率：①地域密着型通所介護 60%

(2) キャリアアップを図り、サービスの質の向上に繋がる研修機会を確保する

法人内研修 定期開催
事業所外研修 随時 オンラインも活用

(3) 運営推進会議の開催 年2回

3. 運営実施内容

(1) 利用者定員数

地域密着型通所介護 18名

(2) 対象地域 祖師谷・上祖師谷・砧・千歳台・成城・粕谷・烏山・南烏山

(3) 事業内容

①提供サービス

機能訓練活動（脳トレーニング・体操・リハビリ機器トレーニング・口腔嚥下体操・
機能訓練士による訓練・手指巧緻性維持の手工芸・音楽リハビリ等）
季節行事／送迎／食事／入浴／介護／相談など

②世田谷区委託事業

シルバーピア生活協力員（区営リラ祖師谷）＊懇談会開催／戸別訪問

③成城大学教職課程介護等体験実習生受け入れ

④地域交流事業

ミニデイ・自主グループ等への協力
併設の祖師谷児童館との交流

(4) その他

①職員定期健康診断実施

②避難訓練・防火訓練の実施

令和3年度事業計画書

祖師谷介護保険サービス

1. 事業方針

ご利用者が住み慣れた地域で、在宅生活が送れるように、一人ひとりのニーズを的確に把握し地域資源を活用しながらケアプラン作成を行い、公立・中正で質の高いケアマネジメントが提供できるように努めてまいります。さらには、地域包括ケアシステムの構築を念頭に置きながら地域住民やボランティア、商店街の方々との繋がり、病院や地域包括支援センター、介護保険事業所との連携を密にし、地域の担い手として自覚を持ちながら事業展開に取り組んでまいります。

2. 事業運営

- (1) 事業所運営に当たり、新規利用者の受け入れ目標を5件/月以上とし、運営状況の安定により新規常勤・非常勤職員の増員を検討します。居宅サービス計画数の増加に伴い作成数95件以上を目標に経営の安定を図ります。ご利用者の新規獲得に伴い同一法人内のケアセンターとの連携により、円滑な支援が行えるように取り組んでいきます。担当件数に空きが出た場合は、担当地域の地域包括支援センターや病院に向けて新規獲得を図ります。
- (2) 介護予防支援業務の委託を受け、地域包括支援センターと連携し、ご利用者が自立した日常生活・自己決定ができるように援助を行います。
- (3) ケアマネジメントの質の確保
 - ①ご利用者が地域で日常生活を営む上で、介護保険サービス、医療、地域資源等を利用し、日常生活が送れるように、専任ケアマネジャー個々の質を上げていきます。法人内事業所連絡会の定期開催や管理者および職員との交流を深め、事例検討や情報共有を図りサービスの質の向上、事業の適正化・健全化に繋がります。
 - ②専任ケアマネジャーの一人当たりの件数を35件/人とします。
- (4) 要介護認定調査を15件/月程度を受託していきます。
- (5) 職員のスキルアップができるように、外部を含めた研修に積極的に参加していきます。
 - ①法人研修
 - ②事業所外研修 随時

3. 事業体制

- (1) 従業者人員/介護支援専門員2名（管理者含む）
主任介護支援専門員は、今後猶予期間中に取得予定です。
- (2) 営業日 月～金曜日 9時00分～17時00分

令和3年度事業計画書

鎌田ケアセンター

1.事業方針

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、6月より認知症対応型通所介護の運営を休止しました。利用者減・職員体制の維持など取り巻く環境の厳しさは変わらず、また事業所の仮移転もあるために再開は困難と判断し、今年度も引き続き休止とします。

上記の通り、令和3年4月より併設の区民センターの大規模修繕工事が、約1年にわたって実施されます。その間は、上用賀にある区立の福祉代替施設に仮移転し事業を継続していくこととなります。代替施設は、閑静な住宅街で敷地も広く近くに馬事公苑もあるなど環境としては良いのですが、現在の事業所所在地より車で20分程エリアが離れることとなりますので、送迎・サービス提供時間・サービス内容とすべてに見直しが必要となります。

入浴は代替施設では現在のスタイルより、脱衣場・浴室共スペースが狭くなり個浴なることから、一日の実施可能人数が減ってしまうことが予想されます。しかし、新規の利用者の大半の方は入浴サービスを希望されていることから、午前だけでなく午後も入浴を実施することが必要と思われれます。介護職員の配置が難しいこともあり、今まで実施してきませんでした。入浴可能人数は利用者増にそのまま直結しますので、少人数のスタッフでも対応できるよう検討し、実施していきたいと考えています。

食事は、代替施設に厨房設備がなく調理ができないため、日清医療食品株式会社への委託から、株式会社マルコシのデイサービス専用の弁当サービスを取り入れていきます。弁当スタイルではありますが、食形態は刻み・極刻み・ムース食や代替食など概ね今と変わらない対応が可能で、保温庫のサービスもあることから弁当ではあるものの保温した状態で提供できるメリットもあります。ただし、弁当業者は多種多様にあり味の不評やスタイルが合わないと判断した場合は、たとえ年度の途中であっても変更等の選択肢は持っています。

仮移転することで、ご利用者及びご家族への負担は少なからず生じてくると思いますが、最小限になるように十分な配慮していきます。

併設の居宅介護支援事業所は現住所に残るため離れてしまっていますが、仮移転中は基本の送迎エリアから離れてしまうこともあり、今まで以上に新規利用者の獲得は難しい状況が予想されます。そのため協力・連携は今まで以上に必要ですし強くしていきます。

職員体制は、法人内異動・退職者があり不安定な状況は続き、特に看護師は欠員を派遣会社に頼っている状況が一年近く続いています。ただし、仮移転の影響による収益減も予想されるため必要な人員は当然確保しますが、収支のバランスを見ながら採用に繋げていきます。

職員に対しても、仮移転中は通勤など同様に負担がかかってきますので、可能な範囲ではありますが離職につながらないように配慮をしていきます。

今年度は、様々な部分で勝手が違い負担も大きく大変な事業運営になると思われませんが、来年度仮移転終了後を見据えながら、今まで行ってきたやり方を見直す機会ととらえていきます。昼食に関しても、委託費の負担の大きさから仮移転終了後には従来どおりの厨房を再開するのか、あるいは弁当サービスの継続するのか、クックチルの採用など何が望ましいのか様々な角度から総合的に判断していきます。

機能訓練プログラムについても、体操の時間を一日の合計で一時間以上実施するようにするなど増やしていますし、レクリエーションもなるべく多くの時間体を動かせるプログラムにするなどの工夫は継続しています。来年度に向けて、機器を導入することや仮移転先の広い室内を活用して歩行機会を増やすことなど、個別的なプログラムを実施してニーズに対応していきます。脳トレにおいても同様で、実施時間を増やし、内容・種類をさらに充実することで認知症予防プログラムとしていきます。

近隣のデイサービスでは、休止や廃業をする事業所も出てきています。おかれている環境も厳しくなっていますが、利用者のニーズに合ったサービスの提供ができるように改善・見直すことで、来年度に繋がる事業展開をしていきます。

区営高齢者住宅生活協力員業務は、前年同様に実施していきます。新型コロナウイルス感染症の影響で、懇談会の開催は見送っていますが、個別訪問の回数を多くすることで見守りの体制は強化しています。

2. 事業運営

(1) 目標稼働率

稼働率：①通所介護 60%

(2) キャリアアップを図り、サービスの質の向上につながる研修機会を確保する。

法人内研修	定期開催
事業所外研修	随時

3. 運営実施内容

(1) 利用者定員数

①通所介護及び総合事業通所介護 25名

(2) 対象地域 鎌田・宇奈根・喜多見・玉川・岡本・瀬田・大蔵

(3) 事業内容

①提供サービス：レクリエーション／体操／手工芸／音楽リハビリ／
書道等／季節行事／送迎／食事／入浴／介護／相談など

②世田谷区委託事業

・シルバーピア生活協力員（玉川三丁目アパート）＊懇談会開催（1回／月）

③食事サービス活動推進の会運営への協力（会計監査等）

令和3年度事業計画書

鎌田介護保険サービス

1. 事業方針

「高齢者の自己決定権の尊厳」「自分らしい生活の維持」「自立支援」を基本とし、常に利用者の意向を踏まえ、自立支援に向けた居宅サービス計画を作成し、そのプランに従ってサービスが提供されるよう関係事業者と連携・調整しながら在宅生活が継続できるように支援していきます。入退院時には、医療機関との連携を図り、在宅生活の再開に向けて支援します。

今年度は、1年間にわたり鎌田区民センターの大規模修繕工事が実施されます。それに伴い併設の通所介護事業所は上用賀へ仮移転致しますが、この間も連携をとりながら事業所全体の運営の安定につながるよう努めてまいります。

2. 事業運営

- (1) 居宅サービス計画作成件数は総数105件/月超程度を目標として、毎月目標達成できるよう新規プランを積極的に受けていきます。
- (2) 介護予防支援業務の委託を受け、地域包括支援センターと連携し、高齢者が自立した日常生活を営むことができるよう、また、自己決定ができるように援助していきます。
- (3) ケアマネジメントの質の確保
 - ①専任ケアマネージャー1人当たりの計画作成件数は39件/人を標準とします。
 - ②職員個々のスキルアップを図るとともに、法人内事業所連絡会を定期的で開催し、管理者及び職員との意思疎通を深め、事例検討や情報の共有を図り、サービスの質の向上、事業の適正化・健全化につなげていきます。
 - ③公平・中立性を確保する観点から、特定の事業所にサービスの偏りが無いよう留意していきます。
 - ④誰が見ても理解し対応できるようにケース記録の整理を行っていきます。
- (4) 要介護認定調査の依頼には、地域的に可能な限り受託していきます。
- (5) キャリアアップできるよう積極的に研修に参加していきます。
- (6) 災害時における利用者の安否確認に努めます。利用者個々の避難の仕方を想定していきます。

3. 事業体制

- ①従業者人員管理者1名
介護支援専門員3名（管理者兼務含む）
- ② 営業日： 月～金曜日（休業日：土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始）
営業時間： 9時00～17時00分

事業方針

利用者の支援については、自立支援を基本としながらも、生活上の安全を第一と捉えながら身体機能の維持と介護予防に努めます。

特に昨年度から続く新型コロナウイルス感染予防への取組みを継続しながら、昨年度から減ってしまった地域との関わり方を再考し、地域と連携をとり、町会等地域住民の協力を得て地域貢献事業にも取組みます。

介護人材不足の状況の中で、職員の待遇改善等を検討して定着を図り、尚且つ新規職員の採用が円滑に進む方策を検討していきます。

他の新規事業所が増える状況下で、新規入居希望者や地域の居宅事業所の信頼を得るように引き続き PR 活動を行ないます。

事業内容

1. 利用者の状況

①昨年度中の居室の空き期間の長期化により、収入減となり経営の安定に影響を及ぼした経緯があり、また以前に比べ入所希望待機者の減少などもあるため、常に入所対象利用者の情報を、地域の居宅支援事業者や区保健福祉課などから得てベッド管理に対応していきます。

②一部の重介護利用者はあるものの、日常生活自立度（ADL）が高い利用者も半数在籍しており、個人毎の体調の変化や ADL の低下を見逃すことなく、転倒予防や病状の急変に対応して、安全に配慮した自立した生活を行なって頂けるよう支援の充実を図ります。

日常の支援としては、利用者の個々の自立度に合わせた近隣公園への散歩や買物同行等の他、室内でも元気ハツラツと生活できるアクティビティ（健康体操・音楽レク・趣味活動等）を利用者の希望に沿って実施します。また介護予防のためには、日常生活での家事（掃除や調理等）も機能訓練の一部として職員が同行支援しながら実施していきます。

③季節行事（4月お花見外出・9月敬老お祝い会・12月クリスマス会等）を利用者を中心に実施します。※コロナ禍の影響（感染状況・予防対策）に注視しながらご家族や地域ボランティアの参加、協力の方法も模索しつつ実施します。また自立度の高い利用者の個別ニーズに対応し、コロナ禍に影響されない、密にならずにも実現できる生活目標を掲げて実施できるよう計画していきます。

2. 健康管理と医療連携

施設内での新型コロナウイルス感染症予防として、消毒清掃と利用者、職員、訪問者の手洗い・うがい、マスクの着用を励行し、感染状況によってはご家族にも説明し、面会の自粛や方法の検討など理解を求めています。

また昨年度同様に訪問診療の定期往診（月4回）、成城訪問看護ステーションによる定期訪問（週1回）などの協力により利用者の心身の変化に迅速に対応します。新型コロナウイルスの他、インフルエンザ・ノロウイルス等の感染症の流行時期を前に、予防接種や感染症予防対策の職員研修を行います。

昨年度末には各居室に陰圧装置を設置しており、万が一の感染症の発生に備えて、職員の実践研修などにより感染拡大を防止するよう研鑽に努めたいと思います。

3. 「運営推進会議」を年6回（原則奇数月実施）に開催します。地域住民の参加と家族の参加も得て、グループホームでの生活の報告と役割・機能を発信します。会議では施設運営と利用者支援の状況を報告し、身体拘束や虐待防止の取組みなども報告していきます。

また地域ボランティアの受け入れと地域との交流を行います。

「せたがやシニアボランティア・ポイント事業」によるシニアボランティアの協力を得て、利用者のアクティビティ活動等を支援します。

- * コロナ感染症の状況により、上記の会議の中止や活動の縮小、延期なども考慮し、代替として文書での報告やWebなどの活用により地域との繋がりを継続したい。

4. 職員体制・研修

人材不足の社会状況の中で、現在の介護職員の定着を図り、職員体制の効率化を図りながらも、同時に新規職員の採用が円滑に進む方策を検討していきます。

新規職員の採用に関しては、ホームページやWeb広告を活用して、施設のPRを行い、短時間勤務の雇用等勤務形態の見直しや人材採用活動助成金等も活用して人材の確保に努めます。

職員の育成を図る研修は、個人毎の経験や能力に応じて個別研修計画を作成し、法人研修や世田谷区福祉人材育成・研修センター等外部研修などにも職員を派遣し、スキルアップに努めます。尚、世田谷区高齢福祉課によるグループホーム介護職員等研修費助成を活用し、職員研修制度の充実を図ります。

また職員が介護福祉士や介護支援専門員等の資格取得の際には、勤務調整により研修や講習に参加できるよう資格取得に向けた協力を行います。

- * 研修については、昨年度からコロナ感染症の状況により、オンライン研修や事業所内での個別研修などが主流となりつつある状況である。

5. 外部評価機関による第三者評価を受審予定です。評価結果を基に利用者支援やサービス内容の改善を行ない、定期的に世田谷区に報告します。また情報をインターネットで公表します。

6. 災害対策及び緊急時の対応

利用者・職員全体での防災避難訓練を定期的の実施します。

首都直下震災も想定し、緊急時の法人内、家族連絡体制とBCP(事業継続計画)の策定や防災用品（非常食他の備蓄）の整備に努めます。また過去に世田谷区内でも発生した風水害の教訓を生かし、ホーム建物内での垂直避難訓練も実施し備え

ます。また地域町会とも連携を図り、地域防災訓練への参加など地域住民と協同して行なえる役割に努めます。

7. 個人情報の保護について

個人情報の保護については、日常の電話対応なども含め、利用者情報の取り扱いの注意事項等について定期的に会議や研修などを通じて職員に指導します。

8. 地域における公益的な取り組みについて（社会貢献事業の実施）

事業所運営の他、施設の機能を生かした地域住民への貢献事業を企画、実施します。地元町会や関係機関（あんしんすこやかセンター等）との連携により行ないます。

*（地域の自主活動高齢者グループへの支援として、1Fダイルームの場所提供と運営の支援協力など）

令和 3 年度 事業計画

社会福祉法人 古木会
高齢者一時生活援助施設

事業方針

高齢者一時生活援助施設の管理運営については、在宅生活困難者等他、緊急一時保護者について、世田谷区高齢福祉課を窓口として受入れを行いません。その事業運営については、グループホームとの併設のメリットを生かして運営の効率化を図り、また利用者の自主性・社会性を尊重し、自立した日常生活の維持と在宅復帰に必要な生活支援を行いません。

1. 施設運営

高齢者一時生活援助施設の目的及び世田谷区条例の位置づけに基づいた管理運営を行います。令和3年度より世田谷区条例変更に伴い、指定管理者制度から委託事業に制度変更となります。

- 1) 事業運営にあたり、高齢福祉課への月次報告書、及び年次報告書、自己評価を作成し提出します。

月次報告書は、保健福祉課担当者の訪問や利用者の外出、医療受診他、施設での生活状況についての報告を行いません。緊急時の利用者の変化は、遂次担当ケースワーカーに報告するほか、重要な事項は高齢福祉課へ状況報告を行いません。年次報告は、施設の利用状況、利用者支援状況、管理運営状況、利用者による評価、及び自己評価等を総括し報告します。

年度初めに施設内覧会を実施しており、今年度も実施予定です。

世田谷区保健福祉課、生活支援課職員の新規担当職員異動に合わせて、当所の施設情報を周知することを目的として高齢福祉課主催により行いません。

内覧会の実施により、保健福祉課担当職員との連絡、連携の強化を図ることになり、その後の入所希望や施設利用が円滑に運ぶことを想定しています。

- 2) 利用者支援については、職員が統一した生活支援方針に沿った支援を行います。また今年度より、入所前の利用希望者との相談・面接業務及び入所調整を当所職員が行います。特に高齢福祉課、保健福祉課の閉庁日の緊急入所依頼の対応を行い、後日高齢福祉課への報告を行ない、利用者の支援情報の共有を図ります。施設の対象者は、自立高齢者はもとより、要介護者・認知症高齢者（要介護1～2程度）の利用者の受け入れも行います。そのために施設の環境整備（居室内手すりの設置済みとセンサーコール等の導入）と、今年度から介護職員の配置を増員し、資格取得等スキルアップを研修等で推進して、要介護利用者の受入れに対応します。

また利用者ニーズに沿った施設運営・施設サービスの提供を行う為、個々の利用者満足度調査（退所時）を行います。その結果は施設として評価・検討し、その結果を生活支援に生かして業務の改善に取り組みます。

*令和3年度からの職員配置

日勤早番（7：00～16：00） 日勤遅番 （11：30～20：30）

夜 勤 （17：30～翌9：30） ※日勤管理者 （8：45～17：45）

- 3) 支援内容は相談援助・散歩外出援助・買い物援助・日常生活支援（洗濯・清掃）等を利用者の自立を損なわないよう配慮して行ないます。認知症等の要支援者には職員の見守りや介助が必要となる際に対応します。その他レクリエーションや季節行事などは併設のグループホームと一体的に実施し、利用者の希望に沿って提供します。
- 4) 利用者支援にあたり、行政との協力を図りながら運営を行い、利用者サービスの向上の為に、各支所の保健福祉課、生活支援課や他の高齢者福祉施設とも連携します。とりわけ在宅復帰に関しては、退所後の生活について、利用者自身の希望や意思が十分に尊重されるよう区の担当ワーカーと共に支援します。
- 5) 職員の介護業務のスキルアップのため、計画的な職員研修（法人研修・外部研修）を実施する他、グループホームと合同で認知症等高齢者の介護方法や、救命救急（AED講習）などの施設内研修を計画、実施します。
- 6) 災害・防犯等緊急時に向けての対応
定期的に併設事業所と合同で利用者・職員全体での防災避難訓練を実施します。首都直下型震災も想定し、防災用品（非常食等の備蓄）の整備に努めるほか、地域町会（烏山中町会・協和会）とも連携を図り、災害時相互応援協定に基づいた協力体制を維持します。また防犯対策についても敷地・建物の安全管理の徹底と、周囲の巡回点検に努めます。
- 8) 個人情報の保護について
個人情報の保護については、日常の電話対応なども含め、利用者情報の取り扱いについて、定期的に研修などを通じて職員を指導し保護に努めます。
- 9) 感染症の予防について
職員、利用者共に手洗い・うがいを励行し、日々の清掃と衛生管理を行います。特に新型コロナウイルスやインフルエンザ・ノロウイルス等の感染症対策として、ガウンテクニックなどの感染症予防の職員研修を行い感染の防止に努め、また関係する予防接種（利用者、職員）の実施を早期に行うよう世田谷区や医療機関等との連携に努めます。

10) 地域における公益的な取り組みについて（社会貢献事業の実施）

併設事業所と連携し、施設の機能を生かした地域住民への貢献事業を地元町会や関係機関との連携により企画、実施します。

＊介護予防課や地域包括支援センターの協力を得て、1F デイルーム(駐車場前)を有効活用したプログラム（住民参加型介護予防教室等）を実施します。

11) 建物の管理及び業務の再委託について

昨年度、3Fの浴室新設工事（男性トイレ箇所）と1F デイルームの改修工事を終えました。そこで今年度からは利用者の入浴は3F浴室で実施し、また新たに1F デイルームの管理運営の委託を受け、住民参加型のプログラムを実施して地域にPRできる事業展開を行ないます。

その他、建物・設備の定期点検を行ない、異常や修繕箇所を確認した際には、高齢福祉課に報告し、補修工事などにより維持・管理に務めます。また修理や専門性の高い各種設備の定期的な保守・点検については、専門業者への再委託を行ない実施します。

再委託業者

エレベーター設備・・・東芝エレベーター(株) 年4回 他遠隔点検毎月実施
消防設備・・・中央報知器(株) 年2回
空調設備（ガスヒーポン）・・・東京ガス（株）都市エネルギー部（故障時）
床面清掃・・・キングランメディケア（株） 年3回
庭木剪定・・・青山造園(株) 年1回
防災カーテンメンテナンス・・・キングラン商事(株) 年1回

1. 事業方針

今年度も運営、経営の安定を目標に取り組んでいきます。

運営面は、介護職員の雇用状況(常勤・非常勤)が安定しないため派遣職員で対応する現状は続いています。派遣職員の突発的な退職や体調不良等で休んだ職員が重なるなど、一時的にフロアが厳しい状況に直面することも一年を通すと数回ありましたが、勤務表の再作成を重ねながら、公休消化を行い、入居者の方々の生活を支えることができました。人手不足が叫ばれている中ではありますが、今後も派遣職員を上手に活用しながら、常勤・非常勤職員を雇用しサービスの安定が図れればと思います。また令和2年4月から開設した中町訪問看護ステーションとの連携で、研修の機会が増えたりするなど、専門職としての人材を育成しながらスキルアップを図り、サービスの質も向上させていきます。

また経営面では、派遣職員など人件費の割合が高く、厳しい状況は続いております。職員の人事異動や上記にも記載した常勤・非常勤職員の雇用で収支の整合性を図れればと思います。また令和3年2月現在は、空きベッドはなく満床となっております。待機利用者を多く抱えられるように営業活動を継続しながら、空きベッド期間を1日でも少なくし、収入面アップに寄与できればと考えております。

2. 事業運営

(1) 人員配置

令和2年度はコロナウイルスの影響もあり、一時的に日中、フロア職員3名体制を確保できないことはありましたが、職員の公休はほぼ消化できております。なお夜勤職員の不足は現在も続いており、夜勤を行う職員の負担は大きなものになっております(月/8~9回)。引き続き事務局と相談しながら早急に常勤・非常勤職員を採用し、現在、勤務している職員のモチベーションが維持できる環境を整えていきます。

(2) 人材育成

コロナ禍ではありますが、世田谷区の研修費助成を受け、オンラインでの外部研修の実施、また連携している中町訪問看護ステーションによる研修の実施など、職員の専門職としてのスキルアップを図ります。内容としては、①身体拘束・高齢者虐待 ②感染症の予防について ③防災について ④AED操作訓練などを実施予定です。

(3) 地域交流・活動

コロナウイルスの影響により、町会行事などは全て中止となっておりますが、日々の外出活動や音楽リハビリ(中町訪問看護ステーションが対応)などの余暇活動、季節行事などを実施し、利用者が心身ともに安定した生活が送れるよう支援してまいります。またふるさとの理念である自立支援を念頭においたケアを継続し、日常生活動作の中から身体機能の維持向上を図ります。

(4) 運営推進会議

令和2年度、2ヶ月ごと(4月、6月、8月、10月、12月、2月)に開催した会議は全て書面配布・決議となりました。コロナウイルスの影響が落ち着いてくれば、また地域との交流、連携を再開していきたいと思ひます。

(5) 医療連携

日々の健康管理、緊急時対応等、往診医師、訪問看護との連携を密に展開していきまひす。コロナウイルスの影響で、家族面会も中止としひている中、令和2年度は発熱等の体調不良になる入居者の方々はありませんでした。また利用者健診やインフルエンザ予防接種の機会を引き続き確保し、健康状態の把握、重症化を予防していきまひす。

(6) 家族との交流

令和2年度は、コロナウイルスの影響により、家族の面会は全て中止となつておひります。そのため職員は、毎月の行事風景などを写真にとり、文章を作り、ふるさと内での生活状況を郵送にてご家族へお伝えしておひります。ご家族からは好評の声をいただひているため、今後も継続していきまひたいと思ひます。

(7) 運営資金

単年度黒字化を図り、借入れ資金を計画的に返済できるよひ努めていきまひす。第一に空きベッド期間を作らないことが収入のアップに繋がります。また現在ひ派遣職員に頼らざるを得ない運営状況ですが、常勤職員・非常勤職員・派遣職員のバランスを考え人件費を抑制しながら、収支の安定を図り、徐々に借入れ資金を返済していく。

1.はじめに

超高齢社会でコロナ禍の中、住み慣れた地域で在宅生活が継続できるよう、要支援・要介護・医療依存度の高い方・精神疾患の方等、個々のニーズを的確に把握し本人・家族の思いに寄り添い、安定した生活を継続できるよう支援する事が重要である。その為には地域包括支援センター・居宅介護支援事業所・区・都・医療機関等との連携は不可欠である。また職員の確保・安定、教育（リモートでの研修）等サービスの質の向上に努める必要がある。利用者確保として、サービスの拡大と365日の訪問看護を目指し活動して行く。

2.事業内容

(1) 医療保険での訪問看護

医療ニーズの高い方々に対しては、頻回訪問により本人のQOLを確保し、個々の病状や意思に応じた看護を提供致します。精神疾患の方々は、年々社会生活をされる方が増加している事から、自立支援に向けての寄り添い看護を提供致します。

対象者 末期がん患者、難病患者、人工呼吸器使用者、在宅酸素使用者、重症の心身障害者、精神疾患者、

(2) 介護保険での訪問看護

要支援・要介護者の在宅生活の質の確保を重要視し、できる限り自宅で療養生活が出来る様支援を行い、日常生活の動作能力の維持・回復の援助をし、できる限り介護者の負担軽減に努めます。

3.職員体制

- (1) 管理者 1名 (看護師)
- (2) 常勤職員 2~3名 (看護師)
- (3) 非常勤職員 1~2名 (看護師)

4.運営体制

月~金(土・日・祝日・夜間・年末年始は携帯電話で24時間対応)但し状態や要望に対し土・日・祝日の訪問も対応する。

営業時間 8:45~17:30

5. 職員教育費

1人1~3万円

6.利用者月額目標

人数:約50人

訪問延べ回数:350回以上

収入:約2,500,000円0以上/月

1. 事業方針

住み慣れた地域で在宅生活を継続できるよう、要介護・要支援のご利用者一人々のニーズを的確に把握し、気持ちに寄り添いながら自立を支援していきます。また生活意欲が高まり、その人らしい生活が出来るように努めます。その為に地域包括支援センター、介護保険事業所、医療機関、行政等と密に連携し、地域の担い手としての自覚を持ち事業展開を致します。

2. 事業運営

- (1) 居宅サービス計画を積極的に受け入れ、2~3件/月超程度を目標とする。
また職員交代により活動が低下したが、年内に1人以上の職員を増員し、居宅サービス計画60件超えを目標とし、安定した運営が図れるようにする。
- (2) 介護予防支援事務の委託を受け、地域包括支援センターを連携し、高齢者が自立した日常生活を営む事ができるよう、また自己決定が出来るように援助します。
- (3) ケアマネジャーの質の確保
 - ① 一人当たり計画作成数は35件を標準とする。
 - ② 職員個々のスキルアップを図るとともに、法人内事業所連絡会に参加し管理者及び職員との意思疎通を深め、事例検討や情報の共有を図り、サービスの質の向上、事業の適正化・健全化につなげて行く。
- (4) 要介護認定尾は10件/月は受託して行く。
- (5) キャリアアップできるよう積極的に研修に参加する。
 - ① 法人研修
 - ② 事業所外研修
 - ③ 主任ケアマネ研修

3. 事業体制

- ① 介護支援専門員 1~2名
- ② 営業 月~金曜日 8時45分~17時30分

事業方針

昨年度下半期、入居状況において空室が重なり新規入居者の確保が困難な状況であり、経営状況の悪化に繋がってしまった経緯がある。今年度は不安定な経営状況に陥ることのないよう、地域の居宅支援事業所や区の保健福祉課にもPRしていきま。また入居対象希望者を獲得するために、数ある施設の中から選ばれる施設づくりを目指します。

職員の人員不足の状況は常態化しており、昨年度も派遣職員の雇用に依存した経営にならざるを得ない状況であったため、今年度は職員の離職を防ぐため処遇改善に取り組み、また新規職員の確保に向け、施設のPRにより一層取り組んでいきます。

利用者支援においては、地域の中で繋がりを持ちながら地域住民の一員として生活が営めるよう積極的に地域に展開し活動していきます。特に昨年度から続く新型コロナウイルス感染予防への取り組みを継続しながら、昨年度から減ってしまった地域との関わり方を再考し、地域と連携をとり、町会等地域住民の協力を得て地域貢献事業にも取り組みます。

事業内容

- 1.地域の居宅支援事業所や区の保健福祉課などへPRを積極的に行い、ホームの認知度を高めるとともに、ホームページを充実して入居希望者の目に留まる魅力のある施設づくりを目指していきます。

またベッド管理の具体策として、入居希望者が入院先からの退院等で入所準備が困難な時は、居室内備品（ベッド等）を一時的に貸し出すなど、入居を積極的に受け入れてベッド稼働率を維持していけるよう努めます。

- 2.介護職員の人材確保についての具体策としては、新規採用が困難である現状を踏まえ、職員への処遇改善等で離職者を出さないことを目指します。また研修への参加や資格取得などへの協力で個々のモチベーションの維持、向上を目指し助言や相談に応じていきます。

新規職員の採用に関しては、ホームページやWeb広告を活用して、施設のPRを行い、短時間勤務の雇用等勤務形態の見直しや人材採用活動助成金等も活用して人材の確保に努めます。

3. 季節行事（4月お花見外出・9月敬老のお祝い会・12月クリスマス会等）をご家族やボランティアの参加、協力を得て実施します。またフロアごとに個人外出活動等を個々のニーズに合わせて行っていきます。家族に行事や外出時の援助を得られるよう理解、協力を求めています。※コロナ禍の影響（感染状況・予防対策）に注視しながらご家族や地域ボランティアの参加、協力の方法も模索しつつ実施します。また自立度の高い利用者の個別ニーズに対応し、コロナ禍に影響されない、密にならずにも実現できる生活目標を掲げて実施できるよう計画していきます。

その他、誕生会の実施や日々のレクリエーションを充実させ、アクティビティ（健康体操・音楽レク・趣味活動等）を利用者の希望に沿って実施します。また介護予防のためには、日常生活での家事（掃除や調理等）も機能訓練の一部として職員が同行しながら生活がより充実したものとなるように支援します。

4. 日々の生活における健康管理を医療との連携により行います。

内科医訪問診療（月4回）の他、成城訪問看護ステーションの定期訪問（週1回）、訪問歯科（隔月1回）の協力を得て、利用者の心身の変化に迅速に対応します。また、勤務体制・職員配置に関係なく緊急時迅速に連絡等対応できる体制づくりを行っていきます。

5. 感染症予防・転倒等事故防止について

施設内での新型コロナ感染症予防として、消毒清掃と利用者、職員、訪問者の手洗い・うがい、マスクの着用を励行し、感染状況によってはご家族にも説明し、面会の自粛や方法の検討など理解を求めています。

新型コロナウイルスの他、インフルエンザ・ノロウイルス等の感染症の流行時期を前に、予防接種や感染症予防対策の職員研修を行います。

昨年度末には各居室に陰圧装置を設置しており、万が一の感染症の発生に備えて、職員の実践研修などにより感染拡大を防止するよう研鑽に努めたいと思います。

転倒等事故防止のためには、利用者の心身の変化をリアルタイムに把握しながら、施設内環境の見直しや職員研修、ヒヤリハット報告書を活用して日々の職員間での情報共有を行ない、毎日の申し送りや毎月のミーティングでの利用者の心身の状態をアセスメントし、予測した対応を行なっています。

6. 「運営推進会議」を2ヶ月毎（年間6回）に開催します。町会役員等地域住民、あんしんすこやかセンター職員、入居者家族、入居者、職員の参加により、グループホームの施設運営と利用者の生活支援の状況報告、及び身体拘束や虐待防止の取り組みなども報告します。その他地域における役割や機能等について協議します。

* コロナ感染症の状況により、上記の会議の中止や活動の縮小、延期なども考慮し、代替として文書での報告や Web などの活用により地域との繋がりを継続したい。

7. 職員研修は、個人毎の経験や能力に応じて年間個別研修計画を作成し、法人研修や世田谷区福祉人材育成・研修センター等外部研修などに職員を派遣・参加し、スキルアップに努めます。特に義務化された身体拘束や虐待についての研修は年に2回全職員が参加できるような体制づくりに努めます。また研修に参加が難しい夜勤専属職員や派遣職員が研修に参加できる体制を検討します。尚研修の実施にあたり、世田谷区高齢福祉課によるグループホーム介護職員等研修費助成を活用し、職員研修制度の充実を図ります。

また職員が介護福祉士や介護支援専門員等の資格取得の際には、勤務調整により研修や講習に参加できるよう資格取得に向けた協力を行います。

* 研修については、昨年度からコロナ感染症の状況により、オンライン研修や事業

所内での個別研修などが主流となりつつある状況である。

8. 今年度は、昨年度実施した第三者評価結果に基づき、サービスの質の自主評価・検討を実施します。

サービスの質の向上のために、利用者支援やサービス内容等について施設職員が自主評価と検討・改善を行ない、定期的に世田谷区に報告します。

9. 災害対策等緊急時に向けての対応

年に2回以上、利用者・職員全体での防災避難訓練を定期的実施します。

利用者全体が重度化している傾向の中で、利用者ひとり一人に合わせた避難方法を訓練の中で情報共有していきます。また地震想定だけではなく、水害被害の教訓を生かし、ホームでの垂直避難の訓練や外部の避難場所の確保等、緊急時対応マニュアルに基づきながら、法人内、家族連絡体制とBCP(事業継続計画)の職員への周知や防災用品(非常食他の備蓄)の整備に努めます。また、地域町会とも連携を図り年に1度行われる地域防災訓練にも可能な限り参加し、顔の見える関係づくりと互助の体制の維持に努めます。

10. 個人情報の保護について

個人情報の保護については、日常の電話対応なども含め、利用者情報の取り扱いの注意事項について新規採用時及び、年に1回、職員研修等を通じて周知します。

11. 地域における公益的な取組みについて(社会貢献事業の実施)

事業所運営の他、ホームは、その知識、経験、人材等の専門性を活かし、相談支援や地域住民が認知症に対する認知度、理解度を高められるような活動、関係機関(あんしんすこやかセンター)との連携により認知症カフェ等の検討・実施に取り組んでいきます。また町内会の会合に積極的に参加し、施設の機能を生かした地域住民への貢献事業を企画し、地域における認知症ケアの拠点として、社会的責任を果たしていけるよう努めます。

令和3年度事業計画

梅丘あんしんすこやかセンター

総合相談

相談対応・PRと地域づくり活動・実態把握

- 相談対応時は、相談者の困っている事柄について整理を行い、関係機関と連携を図りながら対応する。
- 月に1回の町会自治会連合会議や地区社協の運営委員、地区の見守りネットの会などを通してあんしんすこやかセンターの相談内容等をPRし 地域との連携も図る
- 年間の実態把握件数目標を850件とする。エレベーターがなく高齢化してきている都営アパートや新規転入者、訪問対象者リストなどを対象に訪問を行い生活実態等の把握に努める

権利擁護事業

虐待・成年後見・消費者被害

- ケアマネジャーや民生委員、関係機関との連携を図り、虐待の早期発見に努め、通報に対しては迅速に対応を行う。
- 成年後見制度を必要とされる高齢者が適切に活用できるよう、制度についての啓発を行い、成年後見センター等との連携を図り対応する
- 地域の関係機関と連携を図り、消費者被害の情報を速やかに共有ができるようにする。また、サロンや自主グループへの訪問時に早期発見と被害拡大を防ぐために注意喚起を行う

3、包括的・継続的ケアマネジメント

ケアマネジャー支援

- ケアマネジャーが相談をしやすい体制を整える。相談時は速やかに対応を行い、また、事例検討会や所内ミーティングを活用し、全職員が困難ケースへの対応方法を習得する。

介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防ケアマネジメント・一般介護予防事業

- 高齢者自らが介護予防の必要性を感じて取り組みができるように、自立に着眼したケアマネジメントを実施する。新規のケアプランは主任介護支援専門員により毎回確認を実施する。
- 孤立予防、フレイル予防のためにより多くの高齢者が介護予防事業の利用ができるように、サロンや自主グループ、地域住民に向けて啓発を行う。

認知症ケア推進

認知症ケアの推進

- 認知症の本人とその家族が地域で安心して暮らせるように、区の事業や月に1回のカフェ2カ月に1回の介護者の会などの実施を通し、関係機関と連携を図りながら支援を行う

あんしん見守り事業

(見守り支援)

- 孤立し、機能が低下してきている高齢者に対し、見守り事業の活用や見守りフォローリストによる訪問を実施し状態変化を見逃さない。毎月1回、各職員の見守りフォローリスト訪問の確認を行う。

在宅医療・介護連携

在宅医療、介護連携の推進

- 地域の在宅療養を必要とする高齢者が、本人が望む在宅医療が受けられるように、月に1回の連携会議を通し、医療と介護の連携を図り支援する

地域ケア会議

(地域ケア会議の実施)

- 課題の整理を行った上で年間3件以上の地域ケア会議を実施し、個々のケースから地区課題の抽出を行い、さらに課題解決に向けた取り組みができる。

地区包括ケアの地区展開(福祉の相談窓口)

身近な地区における相談支援の充実・参加と協働による地域づくりの推進

- 多世代に渡り生じる様々な相談に対して、課題の整理を行いながら適切に関係機関につなぐことができる。
- まちづくりセンター、社会福祉協議会との三者間で、毎月の連携会議の他、週に1回の「朝の会」を通し協力体制を整え、地域の小さな課題に対しても共有し解決に向けた取り組みを実施していく。

質の向上

・サービス改善、苦情対応・人材育成、人材定着・職場内連携

- 各職員が参加した研修により習得した知識を全職員に伝達を行い、全職員でスキルの向上を図る。
- 苦情があげられた場合には速やかに法人に報告し迅速に対策する。対応内容等は法人内で共有し、苦情の再発防止に努める
- 毎日の夕方のミーティングや月に1回の拡大ミーティングにおいて、三職種の助言をもとに困難ケースの対応を検討し全職員が対応方法を学ぶ。

令和3年度事業計画

祖師谷あんしんすこやかセンター

総合相談

相談対応・PRと地域づくり活動・実態把握

- 広報誌を年6回発行する。町会・自治会、サロン、地区社協（メルマガ）や商店街、クリニック、薬局等にも配布しPRする。
- 毎日のミーティングで、インテーク・アセスメントや対応に不足がないか全職員で確認する。
- 利用者宅やサロン、高齢者クラブ、民生委員協議会等への訪問時と、祖師谷ふるさとフェスティバルにて出張相談の機会を設ける。
- 区の年齢別対象者リストに基づく訪問や、継続支援リストのモニタリング訪問、新規訪問等を合わせて、実態把握実施目標件数は、900件以上とする。

権利擁護事業

虐待・成年後見・消費者被害

- 虐待への対応は、即応を厳守徹底し取り組んでいく。ケアマネジャー、介護保険サービス事業所、民生委員や地域住民への啓発も行い、気づきがあればすぐに連絡していただけるよう周知を行う。
- 高齢者の認知症が疑われる場合には、成年後見センターと連携して、適切な制度へ繋げていく。
- 消費者被害の防止のため、消費生活センター、地域生活安全課や警察と連携して啓発活動を行い、消費者被害防止を行っていく。
- 見守り高齢者の中から必要な方へ特殊詐欺対策用自動通話録音機の導入支援を行う。

3、包括的・継続的ケアマネジメント

ケアマネジャー支援

- 地域課題や困難事例に対して多職種や他機関との連携を行っていく。
- ケアマネジャー支援として事例検討会を年3回以上開催する。ケアマネジャーからの相談には関係機関と連携しながら対応していく。

介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防ケアマネジメント・一般介護予防事業

- 自立した生活を送れるよう、利用者に対して適切なマネジメントを行う。
- 多様な社会資源を活用したケアマネジメントを実施する。

- 個別ケース検討を通じた地域ケア会議Aを3事例以上、会議Bを3事例以上開催していく。
- 講座や高齢者の集まる会(サロン等)、実態把握訪問や来所相談時に必要に応じてチェックリストを実施し、介護予防事業対象者把握を行い、介護予防手帳の活用や、筋力アップ講座等の適切なサービスへ繋げていく。
- 普及啓発講座として、はつらつ介護予防講座、いきいき講座を年3回以上開催していく。
- 住民主体の運動の場を新規に1か所以上立ち上げる。
- はつらつ介護予防講座修了者を他の一般介護予防事業につなげ、自主的な運動が出来るよう支援する。
- いきいき講座で、介護予防体操を1回、体力測定・講話を実施する。
- 実態把握訪問等で健康長寿ガイドブック、介護予防手帳を配布してフレイル予防の普及啓発を行う。
- 民生委員向けのフレイル勉強会を実施する。

認知症ケア推進

認知症ケアの推進

- 認知症サポーター養成講座を年3回実施する。講座修了者をステップアップ講座につなぎ、認知症カフェ等で活動できるようにする。
- 家族会を年4回実施し、家族介護者の支援を行う。
- 地区型もの忘れチェック相談会を開催する為、その周知を行い、必要な方をおつなぎする。
- 自治会や民生委員等との認知症高齢者の見守りの強化を図り、地区全体で見守りネットワーク構築を図る。
- 広報誌でもの忘れ相談窓口・家族会のPRをおこなう。
- あんすこで立ち上げた認知症カフェを毎月1回開催する。

あんしん見守り事業

(見守り支援)

- 見守りについては、見守りコーディネーターが中心となり、見守りサービスメニューの更新・見守りボランティアの登録及び訪問派遣の調整を行う。関係機関とのネットワークの中から、社会的孤立の恐れのある高齢者の早期発見を行い、見守り訪問及び見守り相談を実施する。商店街での見守りの取り組みを三者連携で進めていく。
- コロナ禍で閉じこもりがちの高齢者が増えているので、見守りネットワークの連携により、見守りを強化していく。

在宅医療・介護連携

在宅医療、介護連携の推進

- 医療と介護の連携シート、口腔ケアチェックシート、MCS(メディカルケアステーション)の普及・活用に努める。祖師谷地区グループを立ち上げたので登録者を増やす。
- 在宅で療養生活を送る「在宅医療」の普及啓発を図る。年1回区民向け講座を開催する。

- 「世田谷区在宅療養資源マップ」等を活用し、在宅療養に関する相談支援を行う。
- 医療と介護の連携を円滑に推進するために、地区連携医と協働して取り組んでいく。

地域ケア会議

(地域ケア会議の実施)

- 主任ケアマネ連絡会やケアマネジャー支援を通して個別事例の支援をおこない、地域ケア会議Bを年3回開催し、個別事例の検討・解決、ケアマネジメント力の向上、支援ネットワークの構築、地区・地域課題を把握していく。
- ケアマネジャーの困り事から地区課題として認識し、解決していけるよう支援する。

地区包括ケアの地区展開 (福祉の相談窓口)

身近な地区における相談支援の充実・参加と協働による地域づくりの推進

- 障害や母子・子育て関係、生活困窮等の相談を適切な機関につなぎ、連携して支援をおこなう。
- 区や都が開催する母子・障害・精神保健福祉関係の研修に参加しスキルを向上する。
- 地区内の地域障害者相談支援センターと連携して支援を行う。
- 公社けやきの会においては、運動サロン、買い物ツアーの継続支援と商店街での買い物支援とごみ出し支援を行う。
- 「砧地域ご近所フォーラム」に実行委員会も含めて参加していく。
- 地域包括ケアの取組みとして、三者連携を深めていく。個別の相談については適切な支援へ繋がられるよう関係機関との情報共有・連携を図っていく。

質の向上

・ サービス改善、苦情対応・人材育成、人材定着・職場内連携

- サービス改善を図り、相談者が相談しやすい環境づくりをする。また苦情についても関係機関と連携し迅速に対応する。
- 職員一人ひとりが専門性を生かし、やりがいをもって働き続けられる職場環境を構築し、職員の定着を図る。
- 朝礼・終礼ミーティングにおいて 連絡・報告を行い情報共有を図る。また支援困難ケースについては、随時ケース会議を開催し、支援内容を全員で検討し、役割分担を行いチームで対応していく。

令和3年度事業計画

成城あんしんすこやかセンター

総合相談

相談対応・PRと地域づくり活動・実態把握

- 電話相談、窓口相談においては聞き取りを十分に行い、相談者のニーズを適切に把握し専門的な支援が行えるよう十分なアセスメントを行い対応する。また毎日の報告においては三職種の意見交換を行い成城あんしんすこやかセンターというチームとしての支援を行う。相談内容によっては区の関係機関、特に保健福祉課と緊密な連携を取って対応する。
- 自治会広報誌への記事掲載を継続し地域の保健福祉の啓発を行うとともに、あんしんすこやかセンターのPRにつなげる
- 地区社会福祉協議会や民生委員協議会などの会議に参加し地域包括支援ネットワークづくりに取り組む。
- 実態把握訪問に関しては事前に配布資料やアンケート類を配布するなどの工夫を行い対象者の不安を軽減し、感染症予防対策を十分に配慮した上で訪問する。

権利擁護事業

虐待・成年後見・消費者被害

- 虐待防止や消費者被害防止のため自治会広報誌や住民の会議、サービス事業所との会議を活用し啓発する。他地区での試みを取り入れマンションや商店向けの新たなパンフレットを作成して見守りの啓発や相談窓口のPRに努める。
- ケアマネジャーや民生委員などに対し成年後見制度の普及・啓発を行い、社会福祉協議会の事業等に協力、連携していく。区と行っている区民後見人との交流を発展させ、新たな取組を共に検討していく

3、包括的・継続的ケアマネジメント

ケアマネジャー支援

- 主に医療と福祉の連携会議の定期的な集いを活用し地区のケアマネジャーと連携して事例検討会などを継続する。また、地区のケアマネジャーへの情報の提供を行う
- ケアマネジャー対象の地区包括ケア会議を、砧地域の5か所のあんしんすこやかセンターで合同開催する。

介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防ケアマネジメント・一般介護予防事業

- 運動機能に加え、口腔・栄養のアセスメントを行い、セルフマネジメントの意識向上に努める。
- フレイル予防を含めたいきいき講座を年3回以上開催し介護予防その他の普及啓発を行う。

○いきいき講座や実態把握での基本チェックリストを活用し区の介護予防事業などにつなげる。

認知症ケア推進

認知症ケアの推進

○区民向け認知症サポーター養成講座を年2回以上行い認知症の正しい知識と世田谷区認知症とともに生きる希望条例の普及啓発を行う。認知症初期集中事業に年間5ケース程度を上げ問題が複雑化する前に適切な医療または介護サービス等につなげる。

○区の家族会の他にNPO法人語らいの家との「認知症の人を支えるための家族相談会」を年11回行い家族介護者の支援を行う。

あんしん見守り事業

(見守り支援)

○実態把握訪問や地域の情報などから見守りの必要な人を把握する。また毎月定期的に見守り対象者のアセスメントや支援を検討する会議を行い適切な見守り支援を継続していく

○新たなパンフレットを作成、活用してマンション管理人や商店を訪問し見守りネットワーク構築に努める。

在宅医療・介護連携

在宅医療、介護連携の推進

○地区連携医事業を通して地区における医療・介護のネットワークづくりを継続していく
その際に可能であれば感染症リスクや参加者の負担を軽減するためにネットワーク環境を積極的に活用する。

○区民が在宅で療養生活を送ることが出来るよう、資源マップなどを活用して情報提供を行う。また適時資料の更新を行う

地域ケア会議

(地域ケア会議の実施)

○地域ケア会議Bを年2回以上開催し地区・地域課題の把握につなげる。

地区包括ケアの地区展開(福祉の相談窓口)

身近な地区における相談支援の充実・参加と協働による地域づくりの推進

○福祉の相談窓口を充実するため、保健領域の研修にも積極的に参加し、関係機関との関係づくりを行う。

○三者連携での2つの住民主体の協議体、成城セカンド・コミュニティ会議と8989(わくわく)ネットワークの会議や活動に参加し住民による地域づくりや見守り活動を広げていく。
またコロナウイルスの影響で中断していた三者連携での主としてあんしんすこやかセン

ターが取り組む課題である2つの大規模マンションへの働きかけを再開し講座や出張相談につなげる

質の向上

- ・ サービス改善、苦情対応・人材育成、人材定着・職場内連携
- 積極的に研修に参加することと職場内での研修の発表、伝達を行うことで職員のスキルアップを図る。
- 毎日の報告と三職種での検討では、新人職員が増えたことより特にアセスメント検討に時間を割き、新人職員の能力アップにつなげる。
- 若い医療職の活躍の場を増やし能力アップにつなげ、区民の期待に応えられるようにする。

令和3年度事業計画

喜多見あんしんすこやかセンター

1、総合相談

(・相談対応・PRと地域づくり活動・実態把握)

- 相談業務では、ニーズの把握に努め必要な支援につなげる。また、窓口対応だけでなく、出張相談も行う。
- サロンなどの活動団体へ、あんしんすこやかセンターのPRや認知症・介護予防等の啓発活動などを行う。
- 実態把握として区からのリストの他、計画的に年間で800件以上の訪問を行う。新型コロナの感染状況に応じて、電話による実態把握も検討していく。

2、権利擁護事業

(・虐待・成年後見・消費者被害)

- 虐待防止や早期発見の為、ケアマネジャー等に対して啓発を行う。虐待通報時は保健福祉課と連携し対応を行う。
- 成年後見制度が必要と思われるケースに関しては、成年後見センター等関係機関と連携し、支援していく。
- 高齢者が集まる場や広報紙等を活用し、消費者被害に関する情報を伝え注意を促す。

3、包括的・継続的ケアマネジメント

(・ケアマネジャー支援)

- 地区の主任ケアマネジャーと協働し、ケアマネジャーの質の向上のため、研修や事例検討を行う。

4、介護予防・日常生活支援総合事業

(・介護予防ケアマネジメント・一般介護予防事業)

- 実態把握などを利用し、基本チェックリストを実施。該当者に対し総合事業の周知等行う。
- いきいき講座は新型コロナ感染予防策を講じながら年3回実施する。地域の社会資源を活用し、介護予防の普及啓発などを行う。

5、認知症ケア推進

(認知症ケアの推進)

- 認知症初期集中支援チーム事業(5事例提出を目標とする)や地区型もの忘れチェック相談会を活用し、認知症高齢者及びその家族を支援する
- 家族支援として合同の家族会を開催すると共に、単独での介護者の会を偶数月に開催し、気軽に参加できるように内容を工夫するとともに、感染拡大の防止策も講じて行う。
- 認知症の普及啓発として、認知症カフェ開催の支援や認知症希望条例の普及啓発を行う。また認知症サポーター養成講座は、年間3回を目標に開催する

6、あんしん見守り事業

(見守り支援)

- 商店などへ見守りの啓発チラシを配布し、高齢者の見守りネットワークを拡充していく。

○見守りや支援が必要な高齢者を把握し、見守りボランティアなどの見守りの体制を整えていく。

7、在宅医療・介護連携

(・在宅医療、介護連携の推進)

○事例検討などを通し、ケアマネジャーなどの介護職や医療職との多職種連携を図る。

○地区住民に対し「在宅医療」の普及啓発を図ると共に、相談支援を行う。

8、地域ケア会議

(地域ケア会議の実施)

○地域ケア会議は、介護予防を目的とした会議 A、困難ケースや地域包括ネットワークの構築など目的にした会議 B をそれぞれ年間2～3回行う。

○地域ケア会議であがった地域課題に対し、必要に応じて具体的な取り組みを行う。

9、地区包括ケアの地区展開（福祉の相談窓口）

(身近な地区における相談支援の充実・参加と協働による地域づくりの推進)

○生活困窮や障害、難病など高齢以外の相談は、適切な部署へつなぐことができるよう日頃から関係機関と連携をとっていく。

○まちづくりセンターや社会福祉協議会地区事務局と協働し、地区課題を解決するため地域づくりに取り組む（買い物支援、子どもへの支援等）

10、質の向上

(・サービス改善、苦情対応・人材育成、人材定着・職場内連携)

○研修に参加した職員は、職場内でのミーティングや法人内あんしんすこやかセンター会議で、情報を伝達し共有する。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、オンラインでの研修も活用する。

○朝と夕方にミーティングを設け、個別ケースの状況を共有する。又、月一回程度所内ミーティングを開催する。

○苦情対応は、迅速な報告・対応を心掛け、職員が同じ対応が出来るように情報共有する。

○相談やすい職場環境を整えることにより、職員同士のスキルアップを目指す。

○定期的に職員との面談を行い、仕事を均等化していくことで、負担感を軽減し職員の定着を図る。